

## 農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に関するアドバイザリーグループ 懇談会開催要領

平成17年3月23日  
農林水産省大臣官房統計部

### 第1 目的

農林水産統計調査（以下「調査」という。）については、平成16年度に農政改革の推進等に対応した抜本的な見直しを行ったところであり、平成17年度から個々の調査の見直しを具体化していくこととしている。

一方、国が行う統計調査は、政策的な利用にとどまらず、わが国の社会・経済の実態を広く国民に開示するといういわば「公共財」としての役割を担っていることを踏まえ、調査の抜本的見直しと合わせ、広報・公表及び利活用の改善を通じて農林水産統計の公共財としての価値を高める必要がある。

この改善に当たっては、様々なユーザーのニーズに対応可能となるよう、より効果的な広報・公表業務の確立を図ることが重要であり、ユーザーの視点に立った検討を行う必要がある。

このため、マスコミ、学識経験者、消費者及び地方自治体等統計調査結果を利用する分野の専門家並びに出版及びHPコンサルティング等広報・公表業務に関連する分野の専門家を委員とし、専門的見地からの助言を得て、農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に資するため、「農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に関するアドバイザリーグループ懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

### 第2 検討事項

- 1 速報、報告書、年報等公表物(主にペーパーメディア)の改善について
- 2 ホームページ、データベースサービス等の改善について
- 3 新たな広報・提供の手法について
- 4 農林水産統計の加工・分析の手法等について

### 第3 構成

- 1 懇談会は、別紙に掲げる者をもって構成する。  
なお、必要に応じ構成員以外の者の参加を求めることができるものとする。
- 2 懇談会に座長1名を置く。

### 第4 運営

- 1 懇談会は、農林水産省大臣官房統計部長が招集する。
- 2 懇談会の議事の運営は座長が行う。
- 3 懇談会の議事要旨等は原則として公開するものとする。
- 4 懇談会の庶務は、農林水産省大臣官房統計部統計企画課において処理する。

別紙

農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に関するアドバイザリー  
グループ懇談会委員名簿

(敬称略。五十音順)

氏 名	所 属
安倍 澄子	(社)全国農業改良普及支援協会 農業・農村生活研究普及センター主任研究員
北村 泰亮	東京都総務局統計部調整課長
古賀 雅隆	(株)日経B Pコンサルティング チーフコンサルタント
西村 良平	日本エディタースクール講師
野村 一正	(株)時事通信社解説委員
藤井 喜継	日本生活協同組合連合会政策企画担当課長
舟岡 史雄	(国)信州大学経済学部教授
細谷 章	(株)日本農業新聞農政経済部長

注：このほかにも、必要に応じて有識者の参加を予定。